

## 小損害実損てん補特約を導入！

この特約を付帯すると、損害額が30万円以下の場合、加入割合に関係なく損害額を共済金としてお支払します。

小損害事故の場合には自己負担なしで修理や買替ができるようになります。

この特約は、1棟の共済金額合計(責任期間が同じ)が1,000万円以上の契約で、火災共済、総合共済のいずれかに付帯できます。

火災共済に付帯すると900円、総合共済に付帯すると3,740円の掛金が加算されます。

### 付帯例

	火災共済		総合共済		特約付帯	解説
	住宅	家具類	住宅	家具類		
例①	500万	500万			可	共済金額が1,000万円以上なので可能
例②	500万		500万		可	火災か総合どちらかに付帯可能
例③	500万	(8月引受)	500万	(3月引受)	不可	責任期間が違うため不可

### 支払例

加入例	再取得価額	建物 1,000万円	家具 1,000万円
	加入共済金額	建物 500万円	家具 500万円

	特約なし 支払共済金	特約あり 支払共済金
例④	落雷で家具(テレビと電話機)が損害を受け、損害額15万円。 93,750円	<b>150,000円</b>
例⑤	台風により瓦に損害を受け、損害額30万円。 145,000円	<b>300,000円</b>
例⑥	落雷で家具(冷蔵庫とテレビ)が損害を受け、損害額40万円。 250,000円	<b>300,000円</b>

\* 損害額が30万以上の場合で、通常の計算が30万円を下回った場合は、30万円までお支払します。